



架空請求にご用心!

自分が支払うべき請求なのか冷静に判断しましょう

身に覚えのない
請求を受けた時は
どうすればよいのでしょうか。

◎絶対に支払ってはダメ、
無視すること!

「不安になったり」「関わりたくない」と思い一度払ってしまったと、「だまされやすい人」として次々と同じ手口でお金をむしりとられてしまいます。

◎連絡するように書いてあっても
決して連絡をとらないこと

連絡することで、請求に対して動揺していると判断され、執拗に請求が繰り返されることも多いようです。また、今知られている以上の個人情報を知られてしまい、請求がエスカレートする可能性があります。

◎電話で請求を受けたら…

「支払いません」とはっきり拒否し、すぐに電話を切りましょう。住所・氏名・勤務先などの個人情報情報は絶対に言わないようにしましょう。

◎警察にも相談をしましょう

悪質な取り立て(脅迫等)や、請求されるまま支払ってしまった場合などは警察にも相談しましょう。

身に覚えのある場合でも
請求の無効を主張できる場合も
あります。

①「有料サイトに接続した・実は使ってしまったけれど払わないとダメ?

有料サイトの無料ポイント分は使った。規約を読まずに利用したが、後日確認すると「有料」と書いてあった。まず請求先は自分が利用したサイトか確認しましょう。

・無料分しか使用していなければ支払う必要はありません。き然と支払いを拒否しましょう。

・規約にしっかり料金が明示されていたのなら支払いは拒否できないと思われず。しかし、「クリックすれば有料の申し込みになることを明確に表示」などの措置を講じていない場合は、錯誤による無効を主張できます。(電子消費者契約法)

②「債権回収事業者」と
名乗るところから請求

・いきなり債権譲渡を受けたというところからの借金返済請求はありません。(事前に債権者から、「〇〇に債権を譲渡します」という通知を受けていない請求は、正当な請求とは言えません)

・有料サイト利用料等は債権回収会社は回収できません。債権回収会社が回収できるのは「特定金銭債権(金融機関等の貸し付け債権)」に限られており、有料サイト等の利用料は該当しません。

消費生活メモ

●震災に便乗した悪質な勧誘や不審電話にご注意ください。

〇〇電力保安局、保安部などと名乗り、「電気料金を安くできるか調査する」「余剰電力の数値を確認しているので領収書に添って話をしたい」と言って家族構成などの個人情報聞き出したり、家に上がり込み電力調査等の名目で配線等の点検をし、多額の点検費用を請求したりする、不審な電話や悪質な勧誘が発生しています。

東日本大震災後、震災に乗じた悪質な勧誘が東北、関東地方で多発しています。少しでも不審な点を感じたら、検針票や領収書に記載されている電力会社の問い合わせ先に確認しましょう。

◎不審に思われたら

- ・名札や腕章等を確認し身分証明書等の提示を求める。
- ・安易に個人情報を教えない。

関西電力(株)八日市営業所お客さまセンター

☎ 2211 (午前9時から午後5時まで)

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎ 6578 有線 7784

滋賀県消費生活センター

☎ 0749-2310999